

2021年10月8日

学校長

学務保健課長
学校給食課長
教育指導課長

10月15日以降の本市立学校の教育活動について（通知）

このことについて、通知します。

標記につきましては、9月24日付通知「10月1日以降の本市立学校の教育活動について」の内容を一部見直し、10月15日以降の教育活動について示したものです。

つきましては、別添文書「10月15日以降の本市立学校の教育活動について」をまとめましたので、貴校教職員に周知くださるとともに、今後の学校運営にご活用くださるようお願いいたします。

なお、別添保護者あて文書「10月15日以降の本市立学校の教育活動について」、「健康調査票」及び「健康調査票説明書」につきましては、増刷して各家庭へ配布くださるよう併せてお願いいたします。

【送付文書】

- ・「10月15日以降の本市立学校の教育活動について」
- ・保護者あて文書「10月15日以降の本市立学校の教育活動について」
- ・健康調査票
- ・健康調査票説明書

・・・各1部

以 上

学務保健課 内線5213
学校給食課 内線5131
教育指導課 内線5221

10月15日以降の本市立学校の教育活動について

藤沢市教育委員会

新型コロナウイルス感染症については、緊急事態宣言が9月30日に解除され、全国的に新規感染者数も大きく減少し、本市においても同様の傾向が見られます。

引き続き、感染予防対策を継続した上で、10月上旬の市内の学校における感染状況を鑑み、「10月1日以降の本市立学校の教育活動について」の内容を一部見直し、10月15日以降の当面の間における本市立学校の教育活動についての方向性を示しました。

つきましては、10月15日以降の教育活動を円滑に進めることができるよう、教職員及び児童生徒に対し、周知し準備くださるようお願い申し上げます。

なお、特別支援学校・特別支援学級におきましては、本文書の内容を踏まえた上で、学校の状況、児童生徒の特性に応じた対応・取組を行っていくようお願いいたします。

1. 藤沢市保健所が行う疫学調査等の体制について

濃厚接触者の特定は患者の感染可能期間内に、次のような接触があった場合、保健所が検討する。

※保健所は、濃厚接触者に対して、最終接触日から2週間、自宅での健康観察を依頼する。児童生徒を対象とした検査については、感染状況により保健所が判断する。

- 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- 適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- 手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）

2. 臨時休業に関する基本的な考え方について

- ・1人の感染者が判明した場合、消毒の実施や濃厚接触者を特定するまでの間は、原則として当該感染者の学級に在籍する児童生徒を自宅待機させる。
- ・学校で集約した情報から、同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合や、感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合、又は、1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合は、学級閉鎖とする。
- ・その他、学級以外に感染が拡大している可能性のある場合は、その状況に応じて学年閉鎖や学校全体を臨時休業とすることがある。学級閉鎖等の期間中は外出を控え、手洗い等を徹底するなど、家庭へも感染拡大防止に向けた協力をお願いする。

3. 健康観察及び出席停止に関する確認事項

- ・登校時、教室等で児童生徒が持参した健康調査票により健康状態の確認をすること。
- ・確認の際、健康調査票に未記入がある場合や、発熱又は風邪症状等がある場合は、

別に検温や風邪症状を確認すること。

- ・登校した児童生徒に、発熱又は風邪症状等がある場合は出席停止とし、保護者へ連絡し帰宅させること。また、必要に応じて医療機関を受診することを、児童生徒や保護者に促すこと。
 - ※その際、これまでは、症状のある児童生徒の兄弟姉妹も帰宅させていたが、今後はその兄弟姉妹の下校措置は行わない。
- ・これまで同居家族に発熱や風邪症状がある場合は、児童生徒を出席停止としていたが、その対応については、停止する。
- ・同居家族が濃厚接触者となった場合、当該濃厚接触者の健康観察期間が終了するまで、児童生徒を出席停止とすること。なお、濃厚接触者となった同居家族が、次の検査で陰性（-）だった場合、児童生徒の登校は可能となること。
 - *濃厚接触者に症状のない場合：PCR検査
 - *濃厚接触者に症状のある場合：PCR検査又は医療機関での抗原検査
- ・症状がある児童生徒が、県から送付された抗原検査キットなど、医療機関以外で検査を実施し、その結果が陰性（-）であった場合は、県の指示に従い、検査当日は、自宅待機とし、出席停止扱いとすること。
- ・感染への不安により登校を控える児童生徒については、出席停止扱いとすること。

※藤沢市立学校以外の保育園、幼稚園、高等学校等の取り扱いについては、保護者から各所属先に確認すること。

4. 感染症予防対策の徹底

- ・外からウイルスを学校内に持ち込まないよう、引き続き、3密（密集・密接・密閉）を避けること、特にリスクの高い5つの場面の回避、マスクの適切な着用（あわせてマスクができない児童生徒への配慮も行うこと）、手洗いなどを実施すること。
- ・マスクの着用方法によって飛沫の捕集効果に違いが生じることから、正しい方法で着用することが重要であること。さらに、一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果を持ち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があるとされていることを踏まえ、このことを保護者に適宜情報提供すること。また、教職員においては、可能な限り、不織布マスクを使用すること。
- ・児童生徒の座席については、引き続き、可能な限り距離を確保すること。

5. 教職員の感染症対策について

- ・教職員は、一度に多くの児童生徒に対し感染させるリスクが高いことを自覚し、引き続き、基本的な感染症予防対策を徹底すること。
- ・毎朝の検温や風邪症状の確認などの健康管理を確実に行うとともに、普段と体調が少しでも異なる場合には自宅での休養を徹底すること。
- ・教職員に休暇の種類等を説明し、休暇を取りやすい環境をつくること。
- ・教職員が急遽出勤できなくなる可能性も想定し、業務の内容や進捗等の情報共有を日頃から行うことや、教職員が出勤できなくなった場合の校務分掌について、あらかじめ検討しておくこと。
- ・職員室での職員間の身体的距離を1 m程度以上（対面の場合はできるだけ2 m）確保するために、会議や職務を行う場所を可能な限り分散させるよう工夫すること。

- ・職員の食事は集合せず、対面とならないよう、また、職員間の身体的距離を2 m程度確保することとし、食事後に会話をするときには必ずマスクを着用すること。

6. 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する留意点等について

- (1) 学校においては、新型コロナワクチンの接種を受ける又は受けないことによって、差別やいじめなどが起きることのないよう、次の点について指導すること。
- ・接種については、個人の判断が尊重されるべきであることなどを児童生徒に指導し、保護者に対しても理解を求めること。
 - ・ワクチンの接種は強制ではないこと。
 - ・周囲にワクチンの接種を強制してはいけないこと。
 - ・身体的な理由や様々な理由によって、ワクチンを接種することができない人や接種を望まない人もいること。
- (2) 学校においては、接種の強制につながるることのないよう、児童生徒の行事への参加等に際して、ワクチンの接種等の条件を付さないこと。

(3) 新型コロナワクチンの接種に伴う出欠席等の取扱い

- ・児童生徒が医療機関等においてワクチン接種を受ける場合の出欠席の取扱い
 課業日に接種せざるを得ない理由があると認められる場合は、保護者の申し出により、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」（出席停止等）とする。

	要録上の出欠席の取扱い
ワクチン接種のため、一日欠席	出席停止
ワクチン接種のため、早退	出席とする
ワクチン接種のため、遅刻	出席とする

- ・副反応が出た場合の児童生徒の出欠の取扱い
 新型コロナワクチン接種に伴う副反応であるか否かに関わらず、接種後に体調不良によって欠席した場合は、保護者の申し出により、「症状があり罹患の疑いがある場合」と同等の扱いとし、学校保健安全法第19条による「出席停止」とする。
- ・これまで児童生徒の同居家族がワクチン接種後に発熱した場合、児童生徒を出席停止としていたが、その対応については、停止する。
- ・児童生徒出席停止報告書の記載について
 本市では保健所に相談する症状等を参考に基準を策定し、次の症状のいずれかがあ
 る場合は出席停止とする。

【出席停止等の対象基準】

- ① 比較的軽い風邪の症状や【発熱の基準】にある発熱が1～3日間続いたための出席停止
- ② 風邪の症状や【発熱の基準】にある発熱が4日続いたための出席停止
- ③ 息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状があるための出席停止
- ④ 児童生徒の同居家族に37.5度以上の発熱や、「健康調査票」の【B】の症状がある場合
※「3. 健康観察及び出席停止に関する確認事項」参照
- ⑤ 児童生徒又は同居家族が濃厚接触者（同居家族が感染した場合など）となった場合又は接触者となった場合、並びに児童生徒の同居家族が新型コロナウイルス感染症の検査（PCR検査等）を受ける場合
- ⑥ 海外からの帰国による自宅待機期間中にあたる場合
- ⑦ 持病があり感染すると重症化する恐れがある場合
- ⑧ 保護者からの申し出により、児童生徒の同居家族に高齢者や基礎疾患があるなどの合理的な理由があると校長が判断する場合又は当面の間において、感染への不安によりお子様の登校を控えると保護者から申し出があった場合
- ⑨ 児童生徒が新型コロナウイルス感染症に感染した場合
- ⑩ 児童生徒が新型コロナウイルスワクチン接種を受ける時又は新型コロナウイルスワクチン接種による副反応が出た時に学校を休む場合

【出席停止等の対象基準】

⑩の場合

理由欄 …「その他」と記入する。

学年組・指示した日・出席停止の期間欄 …空欄とする

人員欄 …全学年合計数を記入する

その他欄 …対象基準「⑩」と記入する

【人員】

数字のみ記入すること
「1人」は不要

【記入例：児童生徒出席停止報告書】

	理 由	学年組	指示した日	出席停止の期間	人 員	その他
1	新型コロナウイルス感染症の疑い				56	①～③
2	新型コロナウイルス感染症の疑い				2	⑤
3	新型コロナウイルス感染症の疑い				2	⑥
4	その他				3	⑦
5	その他				5	⑧
6	新型コロナウイルス感染症	2年2組	4月5日	4/5 ～ 4/15	1	⑨
7	その他				8	⑩
8						

①～③、④⑤⑥⑦⑧、⑩は学年組・指示した日・出席停止の期間は不要。合計のみ記入すること。
⑨は、すべての欄を記入すること。

7. 学校給食及び昼食

配食における衛生管理、一時的にマスクを外すことを伴う喫食の場面において、あらためて細心の注意のもと出来る限りのリスク低減に努める。各校の施設設備等の状況も踏まえ、引き続き感染防止策を徹底したうえで、次のとおりとすること。

(1) 給食献立（小学校）

- ・各学校の状況を踏まえ、配膳する人数や皿数に配慮した献立を考えるなどの工夫を行う。

(2) 準備・配膳

- ・配膳に先立って教室の換気を行い、手洗いを徹底する。
- ・配膳台をきれいに拭き、消毒する。児童生徒の机も清潔に管理する。
- ・小・特別支援学校において給食当番は、白衣、マスクを必ず着用する。白衣、マスクは、週末には必ず洗濯し、殺菌のためにアイロンをかける。
- ・食品に素手で触れないように注意する。
- ・児童生徒が間隔を空けて並ぶなどの工夫をする。
- ・小・特別支援学校の配膳については、できるだけ初めから盛りきるようにして、配られたものを減らすのは禁止とする。盛りきれず残った場合は蓋をしておき、おかわりは学級担任が行う。
- ・中学校給食のおかわりの分配については、学級担任が衛生的に行う。

(3) 喫食時（児童・生徒）

- ・座席は同じ方向に向け、1メートルを目安に可能な限り間隔を空けて配置する。
- ・挨拶をしたらマスクを外し、黙食する。

(4) 喫食時（教員）

- ・児童生徒と対面しないように工夫（横向き・同じ向きなど）をして、十分な距離（概ね2m程度）を確保する。
- ・クラスの前方で喫食する場合で、十分な距離の確保が難しい場合は、ビニールカーテンなどにより確実に仕切る。
- ・教室のスペースや、クラスの状況により、可能であれば児童生徒の後方で喫食する。

(5) 片付け

- ・食べ終わったらマスクをして、自分の牛乳パックの処理をおこなってから、食器の片づけをし、手をよく洗う。
- ・牛乳パック・ストローはリサイクルとし、各学校の状況を踏まえ、手袋・マスクをして職員が洗う、又は、密にならないように配慮をしたうえで、児童が各自パックを洗う。
- ・カウンター校における給食委員会の児童の手伝いについては、各学校の状況を踏まえ、換気、手洗い、消毒を行い、密にならないように当番の人数を減らす等の対策を講じたうえで、直接残菜に触れない活動に限り実施できるものとする。

(6) 給食費の取扱い

感染拡大防止のための学校全体の臨時休業、学年閉鎖、学級閉鎖や、次の理由により出席停止となった場合には、期間中の学校給食費は徴収しない。

- ・児童生徒・同居家族が濃厚接触者となった場合と接触者となった場合、児童生徒の同居家族が新型コロナウイルス感染症の検査（PCR検査等）を受ける場合
- ・海外からの帰国による自宅待機期間中にあたる場合
- ・児童生徒が新型コロナウイルス感染症に感染した場合

なお、出席停止の対象基準に一部変更がありましたが、上記取扱いに変更はありません。その他、感染への不安により登校を控える場合の給食費の取扱いなどご不明な点につきましては、学校給食課へお問い合わせください。また、保護者から学校へご連絡があった際に給食費についてお申し出があった場合には、減額等必要な手続きについてご案内ください。（ご案内方法等は、各学校の状況を踏まえて柔軟にご対応ください。）

(7) 中学校給食の予約取消・返金について

- ・利用しないことがあらかじめわかっている日の給食は、保護者が各自予約システム上で予約をキャンセルするよう保護者へご案内ください。（キャンセル操作をしなかった場合、原則として、給食を食べなくても返金はありません。）システム上のキャンセルをしない場合、給食は学校に届きますが、そのまま廃棄となります。食品ロス削減の観点からも、ご協力をお願いいたします。
- ・キャンセル操作など予約変更の〆切は、6日前（土・日・休日除く）の13時です。
- ・出席停止等で返金となる場合につきましては、翌月末をめぐりに、予約システム上で該当者のチャージ残高へ返金いたします。各学校には、対象者の返金対象日、返金額等の内訳リストをお送りいたしますのでご確認ください。なお、今後、対象者による内訳等の確認は、個別の通知ではなく、各自予約システムにログインしてご確認ください。
- ・予約システムにログインするためには、ID・パスワードが必要です。再発行を希望する場合は、コールセンター（052-732-8948）への連絡、再発行依頼が必要です。再発行書類は学校へ届くので、各学校におかれましては速やかに生徒へお渡しください。

(8) 中学校給食の実施日・時間変更について

- ・中学校給食の実施日（あり・なし）や、開始時間（通常・短縮等）は、実施日の2週間前までが変更受付期限になります。
- ・変更受付期限を過ぎて、給食開始時間の変更が必要となった場合には、必ず学校給食課へご連絡ください。個別に受託者（配膳員含む）との調整等はしないでください。

(9) その他

- ・急な学級閉鎖等により給食を待たずに児童生徒が下校する場合でも、可能な限り、食の確保が必要な者の喫食についてご配慮くださるようお願いいたします。

8. 学習活動について

十分な感染症対策を講じることで実施可能な活動

・身体接触を伴う活動

身体接触を伴う活動及び、近距離で実施する活動は、十分な感染症対策を行った上で、

回数、時間、人数を絞るなどして実施すること。

・ **ペア学習やグループ活動、実験・観察等**

児童生徒同士の間隔は、1 m程度以上（対面の場合はできるだけ2 m）の距離を保ち、対面となる回数や時間を減らすこと。

・ **調理実習**

調理台につく人数を可能な限り絞り、児童生徒の間隔を前後左右十分に保ち、回数や時間を減らして慎重に行う。

・ **合唱**

マスクを着用し、前後左右2 m（最低1 m）とり、同方向を向く。

・ **リコーダー、管楽器等**

前後左右できるだけ2 m確保し同方向を向く。

・ **体育**

身体接触を伴う活動や近距離で実施する活動については、回数、時間、人数を絞るなどして実施すること。

留意事項

- ・ 授業実施の際は、常時換気を基本とし、常時換気が難しい場合でもこまめに換気を行うとともに、原則、マスクを着用させ、児童生徒同士の間隔を可能な限り確保すること。
- ・ 発表や意見交換を伴う活動は、ICT機器を活用することやワークシートに記入するなど工夫すること。
- ・ 運動時は身体へのリスクを考慮し、扱う運動の特性を踏まえた必要な感染症対策（※）を講じて、マスクは着用しない。

（※）必要な感染症対策の例：可能な限り身体的距離をとる。活動時間を短くする。対面や身体接触を少なくする。実施人数の少人数化。会話を控える。

9. やむを得ず学校に登校できない児童生徒へのICTを活用した学習指導等について

出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない場合の家庭学習の取り扱いについては1人1台端末を持ち帰らせ、次のように学びの保障を行う。

○GoogleMeet等、GoogleWorkspace（旧G-Suite）を活用して、児童生徒の様子を確認し、オンライン配信等による学習保障を行うこと。

（例）・ 双方向型ライブ配信GoogleMeetでオンライン授業を行う。

- ・ 撮影した授業動画や課題説明の動画を配信する。
- ・ 1人1台端末を用い、GoogleWorkspace・ロイロノートで課題を配付するなど組み合わせて実施する。

10. 学校行事について

原則、宿泊行事、遠足的行事、運動会、体育祭、文化祭、合唱祭、授業参観、保護者説明会等を行う場合には、身体的距離の確保、時間短縮や2部制、座席配置の工夫、オンラインを活用する等、十分な感染防止対策を講じた上で行う。保護者にも、児童生徒と同様の対応をお願いする。

詳細については、8月10日付通知「学校行事の取扱いについて（7月29日改訂）」

に示した対応とする。

1 1. 部活動について

(1) 学校全体で活動場所が3密にならないよう、活動日や時間、場所の工夫等の検討を行い、校内の活動体制を再確認すること。朝練については、活動時の人数を分散させるために活用すること。

(2) 部活動の段階的活動再開イメージ

第1段階 9月27日(月)～	部活動再開について教職員へ周知し、再開に向けての教職員の共通理解を図る。 生徒、保護者に再開に関する情報を周知する。 各部ごとにミーティングを行い、今後の予定及び感染防止対策について共通理解を図る。
第2段階 部活動再開 10月1日(金)～	活動は校内のみとする。 活動するスペースに対して、前後左右2m以上間隔を確保できる人数に制限して行うこと。 近距離での活動や身体接触を避け、個人又は、2人程度で行える基本的な練習をすること。
第3段階 10月15日(金)～	活動は校内のみとする。 活動するスペースに対して、前後左右2m以上間隔を確保できる人数に制限して行うこと。 身体接触を伴う活動や近距離で実施する練習等の感染リスクの高い活動は、回数・時間・人数を絞るなどすること。
第4段階 校外での活動再開 10月23日(土)～	「藤沢市の部活動の在り方に関する方針」に準拠し、各校の方針に沿った活動を行う。 ※原則、市内での活動とする。 ただし、市外の公式大会・コンクール等(学校長が趣旨を認め必要と判断した大会も含む)については、その趣旨をふまえて学校長が必要と判断した場合、保護者の同意のうえ参加を認める。

(3) 今まで示してきた感染症対策を講じる他、以下の点に留意すること。

- ・管楽器演奏や合唱を行う場合は「8. 学習活動について」に則り実施すること。
(演劇部などの大きな発声については合唱に準じる)
- ・校外での活動は、部活動を担当する顧問のみで実施を決定するのではなく、学校として責任を持って実施の必要性を判断すること。
- ・生徒、顧問ともに会話は必要最低限とし、特に大きな発声・応援等は行わないこと。
- ・校外での活動については、以下の点に留意すること。
 - ①原則、食事をしないで済むように活動を計画する。やむを得ず食事をする際には、感染症対策を徹底する。
 - ②活動を共にする学校等と活動形態・活動時間等のもとより、集合時、会場への移動時、休憩時や会場での更衣室や会議室等の利用時などにおける検討を行う

- うとともに、可能な限りの感染対策についての連携を図った上で活動を行う。
- ③必ず保護者の同意を得る。

※部活動実施にあたっては、「藤沢市の部活動の在り方に関する方針」に基づくとともに、けが防止には十分注意し、無理のない活動とすること。

保護者様

藤沢市教育委員会

10月15日以降の本市立学校の教育活動について

日頃より本市の学校教育にご理解ご協力をいただき、御礼申し上げます。

10月1日以降の教育活動につきましては、9月27日付「今後の本市立学校の教育活動について」でお知らせしたところですが、内容を一部見直しましたので、変更点をお知らせいたします。

保護者の皆様におかれましては、以下に示す内容についてご確認いただき、各ご家庭における感染防止対策の徹底及び日々の健康観察について引き続きご協力をお願いいたします。

なお、特別支援学校・特別支援学級におきましては、学校の状況、児童生徒の特性に応じた対応・取組を行っていることを申し添えます。

1. 出席停止に関する確認事項（10月15日から適用します）

- ・これまでお子様の同居家族に症状がある場合は、お子様を出席停止としておりましたが、今後は、登校可能とします。
- ・これまで、登校後のお子様にも風邪の症状や発熱がある場合は、その兄弟姉妹についても下校措置としておりましたが、今後は、兄弟姉妹の下校措置を行いません。
- ・これまで同居家族がワクチン接種後に発熱した場合も、お子様を出席停止としておりましたが、今後は、登校可能とします。
- ・同居家族が濃厚接触者となった場合、当該濃厚接触者の健康観察期間が終了するまで、お子様を出席停止としておりますが、濃厚接触者となった同居家族が、次の検査で陰性（-）となった場合、登校可能とします。
 - *濃厚接触者に症状のない場合：PCR検査
 - *濃厚接触者に症状のある場合：PCR検査又は医療機関での抗原検査

2. 抗原検査キットの活用について

- ・小学校にお子様がお通いしているご家庭に神奈川県から配付される抗原検査キットについては、内容をご確認の上、必要に応じてご活用くださるようお願いいたします。
 - *抗原検査キットは、発熱、咳、のどの痛み等の風邪の症状がみられた際に使用するものです。
 - *検査結果が陰性（-）であっても、検査当日は出席停止といたしますので、通学は控え、自宅で待機をお願いいたします。検査キットがもう一つある場合は、翌日に再度検査手順を確認して検査を実施してください。
- ・国から学校に配布されている抗原簡易キットについては、体調不良を訴える小学校4年生以上の児童生徒が、保護者の同意を得た上で、補完的な対応として使用可能となっておりますが、お子様が、登校後体調の変調を来した場合には、原則、すみやかに下校させますので、引き続き、お迎えの対応や、医療機関での受診などのご対応をお願いいたします。

3. 中学校給食の予約取消・返金について

- ・利用しないことがあらかじめわかっている日の給食は、保護者が各自予約システム上で予約をキャンセルしてください。（キャンセル操作をしなかった場合、原則として、給食を食べなくても返金はありません。）
システム上のキャンセルをしない場合、給食は学校に届きますが、そのまま廃棄となります。食品ロス削減の観点からも、お子様のワクチン接種のため利用しない日や、濃厚接触などで登校できない場合でも、キャンセル操作可能期間は各自予約システム上でキャンセルしていただきますよう、ご協力をお願いいたします。
- ・キャンセル操作など予約変更のメ切は、6日前（土・日・休日除く）の13時です。
- ・出席停止等で返金となる場合につきましては、翌月末をめぐり、予約システム上でチャージ残高へ返金いたします。なお、今後、対象者による内訳等の確認は、個別の通知ではなく、各自予約システムにログインしてご確認いただくようになります。
- ・予約システムにログインするためには、ID・パスワードが必要です。再発行を希望する場合は、コールセンター（052-732-8948）への連絡、再発行依頼が必要です。再発行書類は学校へ届くので、お子様を經由してお受け取りください。

4. 学習活動について

これまで休止していた活動については、十分な感染症対策を講じた上で、段階的に実施していきます。

*以下の活動を実施する場合には、次の通り感染症対策を講じて行います。

- ・身体接触を伴う活動

身体接触を伴う活動及び、近距離で実施する活動は、十分な感染症対策を行った上で、回数、時間、人数を絞るなどして実施します。

- ・ペア学習やグループ活動、実験・観察等

児童生徒同士の間隔は、1m程度以上（対面の場合はできるだけ2m）の距離を保ち、対面となる回数や時間を減らして実施します。

- ・調理実習

調理台につく人数を可能な限り絞り、マスクを着用して慎重に行います。児童生徒の間隔を前後左右十分に保ち、回数や時間を減らして実施します。

- ・合唱

マスクを着用し、前後左右2m（最低1m）とり、同方向を向いて実施します。

- ・リコーダー、管楽器等

前後左右できるだけ2m確保し、同方向を向き実施します。

- ・体育

身体接触を伴う活動や近距離で実施する活動については、回数、時間、人数を絞るなどして実施します。

5. やむを得ず学校に登校できない児童生徒へのICTを活用した学習等について

学校から配布される「コロナ禍での本市立学校における1人1台端末を活用した家庭での学習について」をご参照ください。

6. 学校行事について

原則、宿泊行事、遠足的行事、運動会、体育祭、文化祭、合唱祭、授業参観、保護者説明会等を行う場合には、身体的距離の確保、時間短縮や2部制、座席配置の工夫、オンラインを活用する等、十分な感染防止対策を講じた上で行います。保護者の方にも、児童生徒と同様のご対応をお願いいたします。